山口県みほり学園の指定管理者の選定に係る報告書

山口県みほり学園指定管理者選定委員会

令和８年１０月

令和８年１０月２８日

山口県健康福祉部こども・子育て応援局
局長　伊藤　香緒利　様

山口県みほり学園指定管理者選定委員会
委員長　　藤田　久美

山口県みほり学園指定管理者の選定に係る報告書

山口県みほり学園の指定管理者について、厳正な審査の結果、次のとおり選定したので、山口県みほり学園指定管理者選定委員会設置要綱第２条第１項第４号の規定に基づき報告します。

記

１　審査方法（概要）

(1) 指定予定団体である社会福祉法人山口県社会福祉事業団に対し、事業計画書の提出を依頼した。

【単独指定の理由】

○山口県みほり学園は、県内唯一の児童心理治療施設として、社会生活への適応が困難となった児童に対し、心理的ケア等の専門的治療を行うなど、専門的・広域的な役割を果たしている施設である。

○このため、児童心理治療に関する高い専門性を有し、多様な社会福祉施設の管理運営に係るノウハウや人材を蓄積するなど、本県の児童心理治療の拠点となるみほり学園の管理運営ができる事業者であることが求められる。

○また、施設は老朽化等のため、現在、建替えに向けた設計作業を進めており、今後は仮設建物での運営を令和９年度から３年間実施することになる見込み。建替えに向けた課題の把握や円滑な新施設へのスムーズな移行に対応するためには、現指定管理者に施設管理を延長させる必要がある。

○よって、昭和４７年７月の開設以来、管理委託により運営を行い（平成１８年度以降は指定管理を受託）、入所児童に対する処遇の充実を図りながら適切に運営を行っている「山口県社会福祉事業団」以外に管理・運営を委託することは困難である。

《社会福祉法人山口県社会福祉事業団の概要》

代表者の氏名	理事長　内畠　義裕
主たる事務所の所在地	山口県山口市大手町９番６号
法人設立登記年月日	昭和４７年５月１５日
法人の行う主な事業	特別養護老人ホーム灘海園(昭和４７年～) 特別養護老人ホーム伊保庄園(昭和５１年～) 特別養護老人ホームオアシスはぎ園(昭和５４年～) 障害者支援施設たちばな園(昭和５２年～) 障害者支援施設華南園(昭和４８年～) 福祉型障害児入所施設はなのうら(昭和４７年～) 児童心理治療施設山口県みほり学園(昭和４７年～)

(2) 選定委員会による審査
- 資格要件の審査(こども家庭課で事前審査)
- 事業計画書に基づくヒアリング
- 審査基準による審査

※「資格要件」及び「審査基準」は、参考資料のとおり

(3) 指定管理者の選定

[山口県みほり学園指定管理者選定委員会]

区　分	氏　名	役　職　名	備　考
学識経験者	藤　田　久　美	山口県立大学副学長/社会福祉学部教授	委員長
	野　村　和　宏	中央児童相談所長	
財務専門家	溝　田　修　司	中小企業診断士	
利用者関係	平　尾　　要	山口県自閉症協会理事長	
市町代表	河　村　謙　吾	山口市子育て保健課長	

※各委員は、申請者と利害関係はない。

２　選定委員会の開催

(1) 第１回会議(令和８年８月３１日書面開催)
- 指定方法の決定
- 審査基準等の協議

(2) 第２回会議(令和８年１０月９日)
- 指定予定団体に対するヒアリング及び審査(評価、意見のとりまとめ)
- 指定管理者の選定

３　審査結果

事業計画書の内容やヒアリング等をもとに検討した結果、社会福祉法人山口県社会福祉事業団は、指定管理者として適格であると判断した。

《審査項目ごとの主な評価・意見》

審査項目	（福）山口県社会福祉事業団
平等な利用の確保	・細部にわたる充実した事業計画の策定に加え、その計画を実行する職員の業務遂行能力は高く評価できる。
効用の発揮・経費の縮減	・福祉に関する様々な施設が、物価高騰等により運営に苦しんでいるところ、専門人材の確保・運営経費の確保ともに問題なく、サービスの質を維持向上できる点は高く評価できる。 ・地域の幼稚園、保育園、小中学校との関わりや自治会活動への積極的な参画をすることが、児童の社会教育や支援に効果が高いと考えられるため、地域との関わりを更に充実していただきたい。
人的体制・経済的基盤	・開園以来、県内唯一の児童心理治療施設を安定的かつ円滑に運営している実績は高く評価できる。また、多くの社会福祉施設を運営し、多角的に広い視野を持っていること、人事異動についても児童の安心感に配慮しつつ、人材育成を考慮しながら行っているところは高く評価できる。 ・児童心理治療という専門性の高い施設において、生活・心理・教育といった多職種の職員がチームで運営しているが、アセスメントや支援方法の検討など、職員自身も様々な困難を抱えている。みほり学園の専門性を維持向上することは重要であり、職員研修、コンサル、スーパービジョン等も必要と考えられるが、一方で職員のメンタルケアにも十分な配慮をお願いしたい。児童のことを第一に考えることが前提ではあるが、児童の笑顔のためには、職員が笑顔になることが重要であることから、より一層、職員ケアに力を入れていただきたい。 ・現施設が施設の老朽化もあってか暗い印象がある。新しい施設になれば、新しい環境でより良い文化も生まれ、明るい新たな取組にもつながってくると考えられるため、児童や家族の幸せのため、更に取組を進めていただきたい。

参考資料

○ 資格要件

法人その他の団体で、次の要件のいずれにも該当するもの

１　県内に主たる事務所を有していること。

２　県内で３年以上の社会福祉事業の運営実績があること。

３　みほり学園の運営にふさわしい人員の数、資産の額を有していること。

４　法人又はその代表者が次のいずれにも該当しないこと。

ア　法律行為を行う能力を有しない者

イ　破産者で復権を得ない者

ウ　一般競争入札等の参加を制限されている者

エ　指定管理者の指定の取消しを受けたことがある者

オ　指管理者の指定の手続において、その公正な手続きを妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

カ　国税又は県税を滞納している者

キ　指定を請負とみなした場合に、地方自治法第９２条の２、第１４２条（同条を準用する場合を含む）又は第１８０条の５第６項の規定に抵触することとなる代表者

ク　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団

ケ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下、「暴力団員等」という）

コ　暴力団員等がその事業活動を支配する者

○ 審査基準

審査項目	審　　査　　内　　容
平等な利用の確保	○ 管理運営に当たっての基本方針 ○ 児童福祉に対する考え方 ○ 法令の遵守 ○ 利用者の権利擁護・苦情解決 ○ 個人情報保護・情報公開の適正な取扱いに向けた体制・方策
効用の発揮・経費の縮減	○ 利用者の処遇向上に向けた先導的な取組 ○ 地域への貢献 ○ 質の高いサービス提供のための方策 ○ 適正な収支計画 ○ 管理運営水準の低下を招かない経費削減方策
人的体制・経済的基礎	○ 利用者の安定的処遇(職員の配置計画を含む) ○ 組織の安定性 ○ 指定後の管理運営体制及び適正な業務の実施能力 ○ 緊急事態への対応